平成２３年（フ）第１１９３号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目11番７号
債務者　櫻井　昭博
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１９４号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺３丁目11番７号
債務者　櫻井　ユミ（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３１１号
福岡市西区大字千里431番地９
債務者　二ノ宮　崇
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３２１号
福岡市早良区四箇６丁目16番６号
債務者　田上　彰二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８４号
福岡市南区井尻２丁目42番28―101号
債務者　岑山　靖憲
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８号
愛媛県西宇和郡伊方町河内1930番地
債務者　菊池ひろ子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第２３６号
大分市千代町４丁目１番25号　プレミール小野103
債務者　平野万里子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
沖縄県那覇市前島３丁目７番17号古屋アパート305
債務者　岸田　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９号
山形県新庄市金沢1601番地　県営住宅142
債務者　小野　公一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３３号
山形県新庄市金沢1612番地の３　県営住宅344
債務者　髙橋　美子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２５号
千葉県館山市北条2097番地
債務者　渡辺　正久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２７号
千葉県館山市上野原98番地の10
債務者　星野　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２２８号
山梨県甲州市塩山下於曽1392番地　池田住宅１号棟
債務者　田辺　寿春
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
山梨県甲州市塩山下於曽1392番地　池田住宅１号棟
債務者　田辺　美香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
山梨県甲府市湯村２丁目４番３号
債務者　本多　智昭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
山梨県中央市西新居297番地　藤巻住宅Ｆ号
債務者　秋山美佐子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
長野市三本柳西３丁目５番地　エンゼルハイムＢ―102
債務者　武田　徳男
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係